

答 申

【諮問件名】

胃内視鏡検診の有効性評価に関する検討に係る胃がん検診記録等の外部提供の可否について

1 審査の経緯

米子市長（以下「実施機関」という。）から平成19年1月24日付けで諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

2 当審査会の個人情報の取扱いに関する考え方

米子市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第1項において、実施機関は原則として保有する個人情報を外部提供してはならないこととされており、その例外となる場合について同条第1項第1号から第6号までに掲げられている。本件諮問に係る外部提供（以下「本件外部提供」という。）については、同条第1項第1号から第5号までには該当しないため、同条第1項第6号に該当し得る公益上の必要その他相当な理由があると認められるかどうか問題となる。

また、本件外部提供の対象となる個人情報は、平成13年度から平成18年度までの6か年分の胃がん検診受診票発送者名簿、胃がん検診受診者名簿及び胃がん検診記録票に記載されたものであり、具体的には、基本的事項に関する情報に位置付けられる氏名、住所、生年月日、性別のほか、プライバシー性が高いセンシティブな情報である問診、胃X線検査結果及び胃内視鏡検査結果である。さらに、外部提供先となる国立がんセンター及び鳥取大学医学部では、研究過程において、実施機関から提供された個人情報を、同様にセンシティブな情報である鳥取県地域がん登録の胃がん登録例に係る個人情報と連結させ、その後、個人を識別できないように匿名化して研究データとすることとしている。

したがって、実施機関は、国立がんセンター及び鳥取大学医学部における研究の公益性及び個人情報のセキュリティ対策等について厳格に審査し、本件外部提供により個人の権利利益が侵害されることのないよう、行政機関として適切かつ慎重な対応をとる必要がある。

3 個人情報の外部提供に関する公益性

本件外部提供は、国立がんセンター及び鳥取大学医学部で行う胃内視鏡検診の有効性評価研究に必要なデータとして、実施機関の保有する個人情報の提供を依頼されたものである。

現在、国の胃がん検診ガイドライン(平成17年度厚生労働省がん研究助成金「がん検診の適切な方法とその評価法の確立に関する研究班」)において、胃内視鏡検診は、胃がん検診(市町村が行う集団検診・個別検診で行われるものや人間ドック等に含まれるものを総称する。以下同じ。)として行うための死亡率減少効果を判断する証拠が不十分であるため、集団検診・個別検診として実施することは勧められないとされている。現に国内外において胃内視鏡検診の死亡率減少効果を証明をした研究はない。したがって、当該研究の目的は、胃内視鏡検診により胃がん死亡率が減少することの証拠を的確な方法で示すことにより、胃内視鏡検診が胃がん検診として有効であることを証明することにある。

現状として、米子市が実施する健康診査における胃がん検診は、鳥取県西部医師会の協力もあり、胃内視鏡検診と胃X線検診とを受診者の意思で選択できるようなかたちで実施されており、胃内視鏡検診受診者は胃X線検診受診者のほぼ3倍であり、また、鳥取県内の他市においても、胃内視鏡検診受診者の割合は高い。このように自治体の実施する胃がん検診において全国的に胃内視鏡検診を導入しているのは、鳥取県以外にない。そのため、国立がんセンターは、当該研究の研究データの収集先として米子市を始めとする鳥取県内4市とすることを計画し、この度実施機関に対し個人情報の提供依頼がなされたものである。

当該研究の結果、胃内視鏡検診が胃がん検診として有効であると証明されるかどうかは不明である。けれども、仮にその有効性が証明されれば、胃内視鏡検診が胃がん検診として評価・推奨され、米子市のみならず全国的な胃がん検診の改善・充実につながる事が予想され、米子市民を含む多くの人の胃がんの早期発見・早期治療に役立ち、さらには国内における胃がん死亡率の低下につながる事が期待される。また、逆に、胃内視鏡検診には胃がん死亡率を減少させる効果がなく、胃がん検診としては有効でないことが証明されれば、米子市民が受診する健康審査のあり方が科学的な疫学研究に基づいて見直される契機となる事が予想される。

以上のことから、当該研究は、米子市民を始めとする多くの人々の健康増進という利益につながる事が期待されることから、実施機関が本件外部提供を行う公益性は高いものであると認められる。

4 個人情報の保護とセキュリティ対策

個人の権利利益を確保するために、個人情報の保護は極めて重要である。

そのためには、外部提供先における個人情報のセキュリティ対策が十全なものであることが不可欠である。国立がんセンター及び鳥取大学医学部の職員には守秘義務があり、これに違反すれば法律上の罰則が科せられる。これらを担保として人的セキュリティ対策とみなすことは可能である。これに加え、外部提供先における物理的・技術的セキュリティ対策が厳格に整えられている必要がある。

実施機関から国立がんセンターに提供された個人情報は、共同研究機関である鳥取大学医学部において鳥取県地域がん登録の胃がん登録例に係る個人情報と連結させた後、個人を識別できないように匿名化し研究データが作成され、当該データに基づく解析が終了した時点で実施機関に返却されることとなっており、その時期は、提供を受けてから1年後が予定されている。国立がんセンターは、鳥取大学医学部から送られる匿名化された研究データのみを取り扱うこととなっている。

鳥取大学医学部は、以前から鳥取県地域がん登録のデータ解析を行うなど極めてプライバシー性の高い個人情報を取り扱っていることから、その保護対策についても厳重な管理を行い、物理的・技術的セキュリティ対策を講じている。具体的には、データ解析作業を実施するデータ管理室への入室制限、データ解析に用いるコンピュータのオフライン化及び解析実務者以外の使用制限、データ管理室のシュレッダーによる個人情報を記録した紙・CDなどの破棄処分などである。

以上のことから、本件外部提供を受けるに当たって必要な物理的・技術的セキュリティ対策は、鳥取大学医学部において厳重に講じられていると評価できる。

5 外部提供の可否（結論）

上記のとおり、国立がんセンター及び鳥取大学医学部が本件外部提供により実施する研究は、その結果が、米子市民のために講じられる健康対策に反映されること、さらに、米子市に限らず広く社会一般で活用され、より多くの人々の健康増進という利益につながることを期待されることから、本件外部提供を行う公益性は高いものであると認められる。また、個人情報のセキュリティ対策についても適正であり、本件外部提供により個人の権利利益が侵害されるおそれは低いと判断する。

よって、当審査会は、本件外部提供を可と認める。

なお、外部提供された個人情報の保護の観点から、その取扱いについては、より厳重な手続が必要である。そのためには、実施機関から提供された個人情報が実施機関に返却されるまで1年とされているが、データ解析作業がそれより早期に終了した場合には、当然その時点で返却されなけれ

ばならない。また、外部提供先である国立がんセンター及び鳥取大学医学部において1年後に返却できない事情が生じた場合には、実施機関はただちに当該外部提供先と返却時期について協議し決定すべきである。実施機関においては、個人情報の保護は個人の権利利益の保護であるという原則に基づき、外部提供先である国立がんセンター及び鳥取大学医学部に対し、上記4のセキュリティ対策に基づいた適正な個人情報の取扱いが徹底されるよう、重ねて要請されたい。

別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成20年1月24日	実施機関から審査会に対して諮問
平成20年1月28日 (本件に係る審査会第1回目)	事務局職員、実施機関及び外部提供要請機関による審議内容に係る説明
平成20年2月12日 (本件に係る審査会第2回目)	審議
平成20年2月18日	外部提供要請機関に対して外部提供に係る確認事項について照会書を送付
平成20年2月19日	外部提供要請機関から上記照会書に対する回答書を受付
平成20年2月28日 (本件に係る審査会第3回目)	外部提供要請機関による外部提供に係る説明 審議
平成20年3月14日 (本件に係る審査会第4回目)	審議
平成20年3月17日	外部提供要請機関に対して外部提供に係る確認事項について照会書を送付
平成20年3月19日	外部提供要請機関から上記照会書に対する回答書を受付
平成20年3月26日 (本件に係る審査会第5回目)	答申の検討
平成20年4月3日	答申の決定